

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部改正に関する意見公募要領

令和4年6月14日 厚生労働省保険局保険課から、出産育児一時金等の支給に当たっては、出産又は死産等の事実確認のみで足り、出生児及び死産児（以下「出産児」という。）の氏名まで確認することは不要であることを踏まえた事務連絡が発出されました。

このため、横浜市国民健康保険条例施行規則の第31号様式において、出生児氏名の記載を今後求めないものとするため、様式を変更します。

また、マイナンバーカードを提示して雇用保険の受給資格の確認を受けた者に対しては、雇用保険受給資格通知を交付することが可能となりました。

特例対象被保険者等に係る届出時に、必要に応じて雇用保険受給資格者証の提示を求めていましたが、雇用保険受給資格通知を用いた場合でも同様に提示を求めることができるよう変更します。

その他、所要の様式の改正を行うため、これらの改正について、広く市民の皆様からご意見を頂きたい、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和5年5月 1 日（月）から令和5年6月 6 日（火）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

2 ご意見の提出方法

ご意見は「意見提出書」にご記入のうえ、次のいずれかの方法により、「横浜市健康福祉局保険年金課管理係」あてにご提出をお願いします。

電話又は口頭でのご意見のご提出には対応できませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

【アドレス】kf-hokennenkin@city.yokohama.jp（タイトルに「市民意見公募」と明記してください）

(2) 郵送または持参の場合

【郵送先】〒231-0017 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市健康福祉局保険年金課

【持参先】横浜市中区本町6丁目50番地の10 16階 横浜市健康福祉局保険年金課 管理係

※持参の場合の受付時間は平日午前8時45分から午後5時までです。

(3) FAX の場合

FAX 番号：045-664-0403

3 注意事項

(1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(2) いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、後日公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

(3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報とは適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用します。

(4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い、適切に取り扱います。

4 お問い合わせ先

横浜市健康福祉局 保険年金課 管理係

電話番号 045-671-2421

メールアドレス kf-hokennenkin@city.yokohama.jp

※電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。